

# 政策評価について

令和 2 年 9 月

農林水産省

# 目次

	(頁)
1 政策評価制度	2
2 政策評価の概要	3
3 政策評価の方式	4
4 政策評価体系（行政事業レビューとの関係）	6
5 学識経験を有する者の知見の活用	9
6 令和元年度に実施した政策評価	11
7 評価方法	12
8 政策評価年間スケジュール	19

# 1 政策評価制度

## 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）（以下「政策評価法」という。）

- ①効果的かつ効率的な行政の推進、②政府の有する諸活動について国民への説明責任の徹底を目的に制定された法律

## 政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）

- 政府全体として、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るための基本的な指針

## 農林水産省政策評価基本計画（令和2年3月31日農林水産大臣決定）

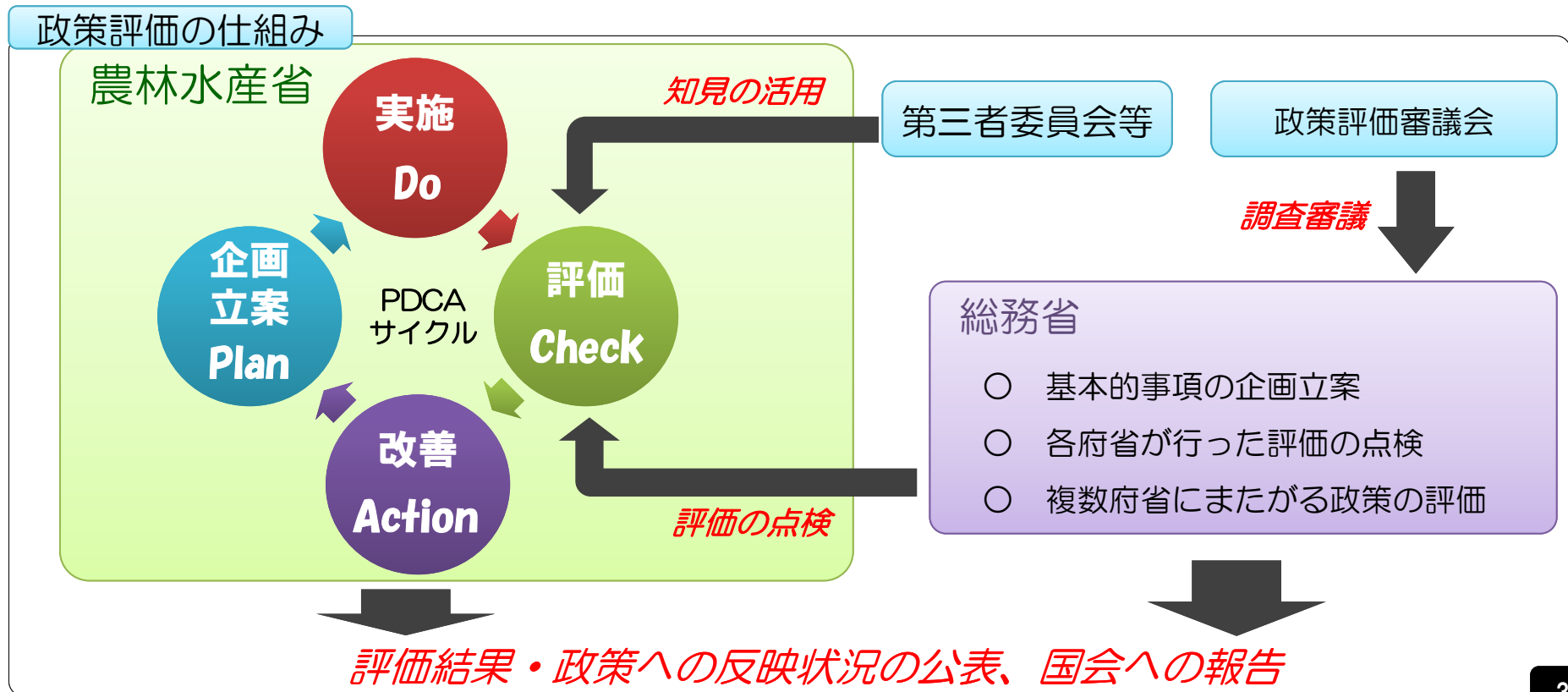
- 各行政機関の政策評価に関する基本的な事項を規定
- 3～5年の期間ごとに策定（農林水産省は5年）

## 農林水産省政策評価実施計画（令和2年8月7日農林水産大臣決定）

- その年に実施する事後評価の対象とする政策及び具体的な評価方法等を規定
- 1年ごとに策定

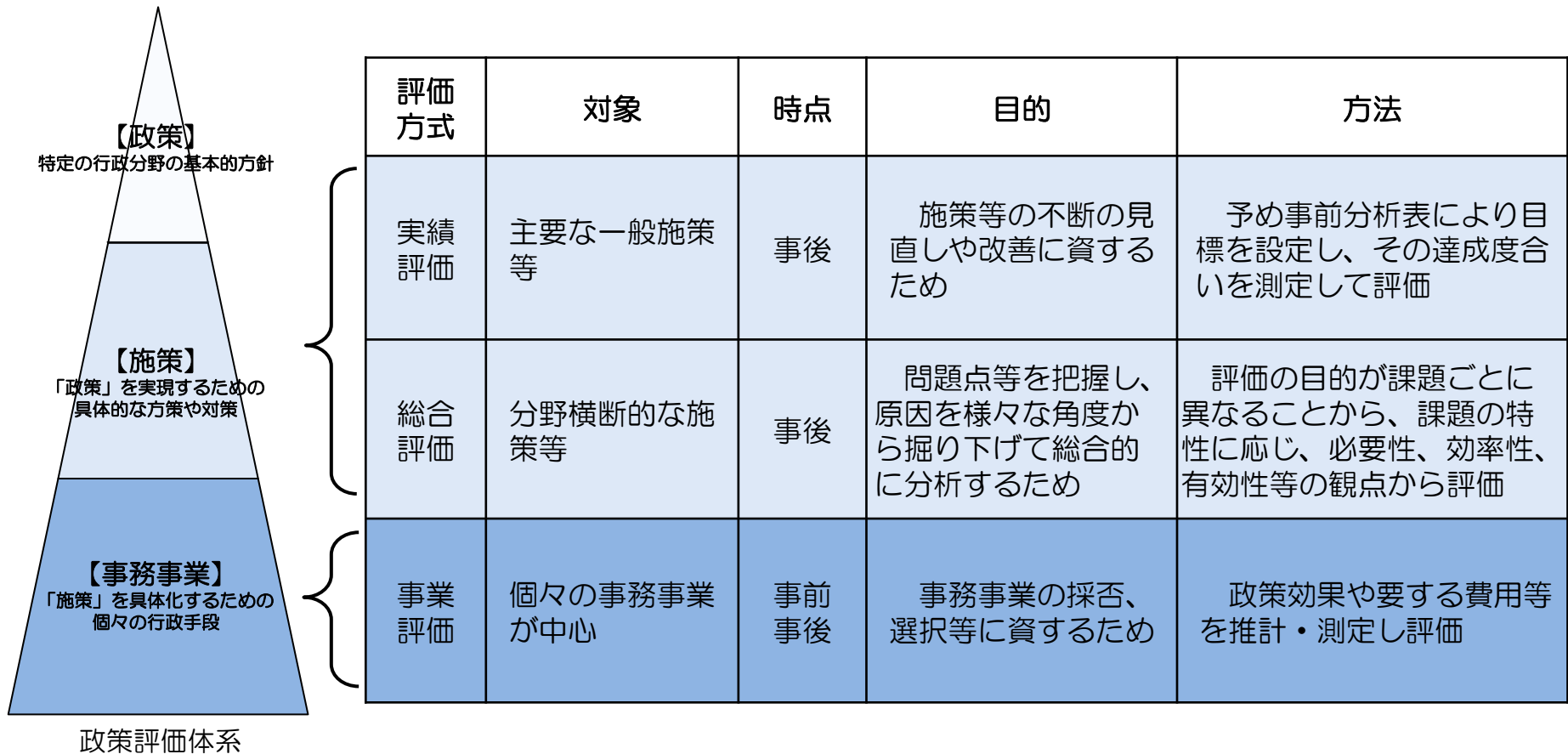
## 2 政策評価の概要

- 政策評価は、各府省が自らその政策の効果を把握・分析し評価を行うことにより、次の企画立案や実施に役立てるもの。
- 政策評価は、PDCAという政策のマネジメント・サイクルの働きとして考えることができる。



### 3 政策評価の方式

政策評価は、「実績評価方式」、「総合評価方式」、「事業評価方式」があり、政策の特性に応じて実施している。また、政策決定前に行う「事前評価」と、政策決定後に行う「事後評価」に分類することができる。



## 事業評価ごとの目的及び評価方法

### <公共事業>

- 事業の新規着手に際し、事業採択の適正な実施等に資する観点から、費用対効果分析等により政策効果を定量的に測定・把握。
- 継続中の事業及び完了した事業については、事業継続等の方針の決定等に資する観点から、社会経済情勢の変化や費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて政策効果を定量的に測定・把握。

### <研究開発>

- 課題の新規着手に際し、研究開発課題決定の適正な実施に資する観点から、社会的・経済的な効果、目標設定、研究計画等の妥当性について把握。
- 終了時は、研究の成果、効率性、成果の普及・波及性等について点検し、研究効果を把握。

### <規制>

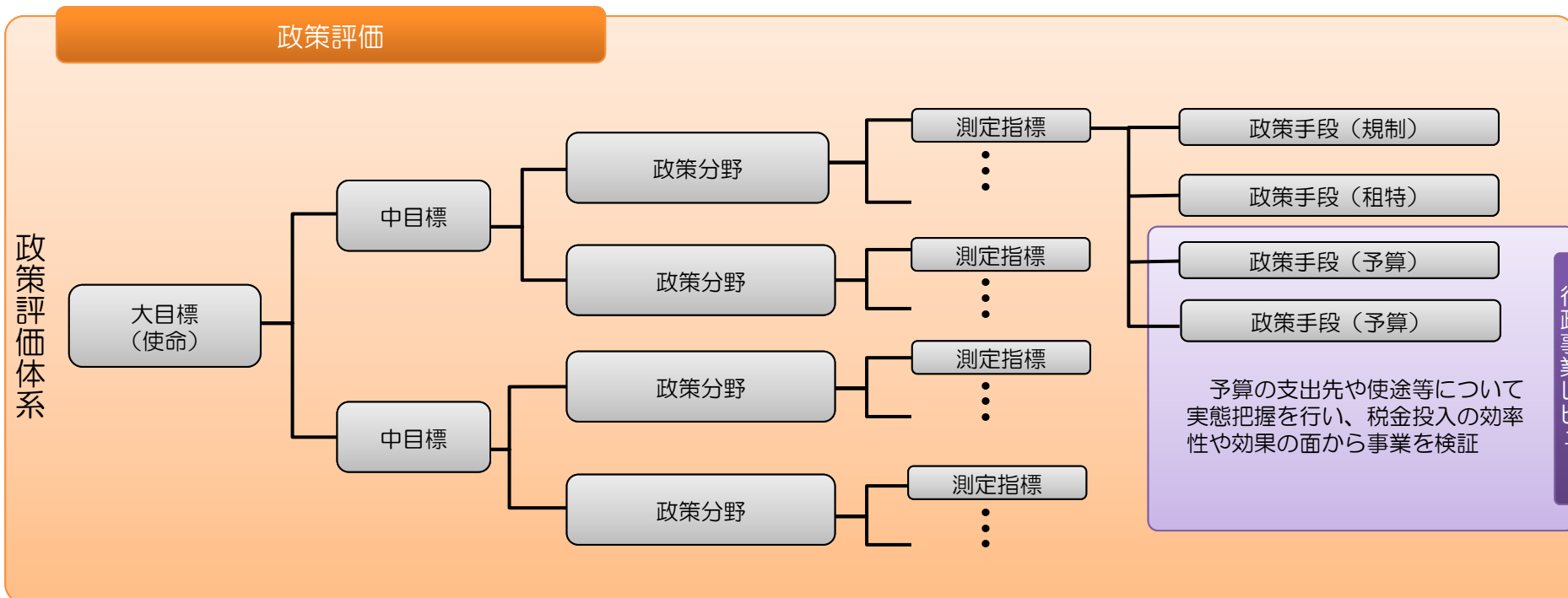
- 規制の新設又は改廃の可否、規制の具体的内容やその程度についての検討に資する観点から、規制の目的、内容、必要性等について把握。
- 見直し時期が到来した規制に係る政策について、社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否か評価。

### <税制>

- 新規、延長、拡充要望に際し、租税特別措置等の新規、拡充又は延長の適正な判断等に資する観点から、租税特別措置等の適用数や減収額等を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果をできる限り定量的に把握。

## 4 政策評価体系（行政事業レビューとの関係）

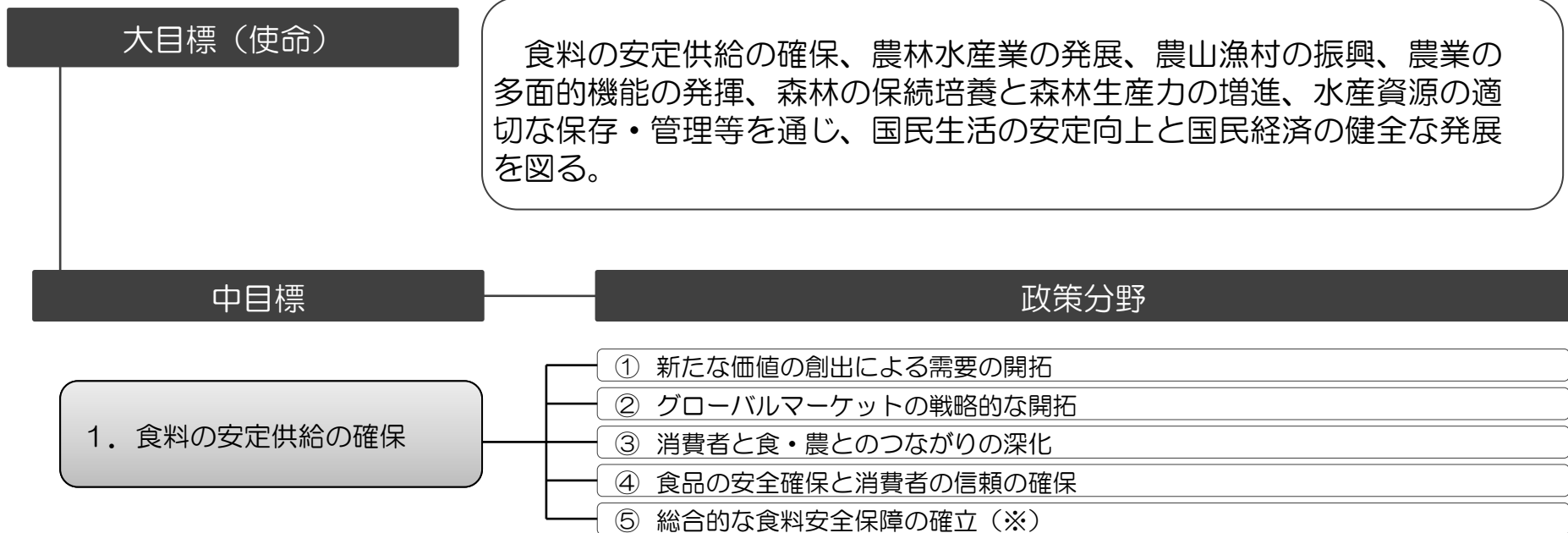
- 評価の対象となる政策がどのような目標の下に、どのような手段を用いて実施されているかという対応関係を政策評価体系を用いて明らかにすることにより、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保。
- 政策評価体系はあらかじめ、農林水産省政策評価実施計画で明示。



## 農林水産省の政策評価体系

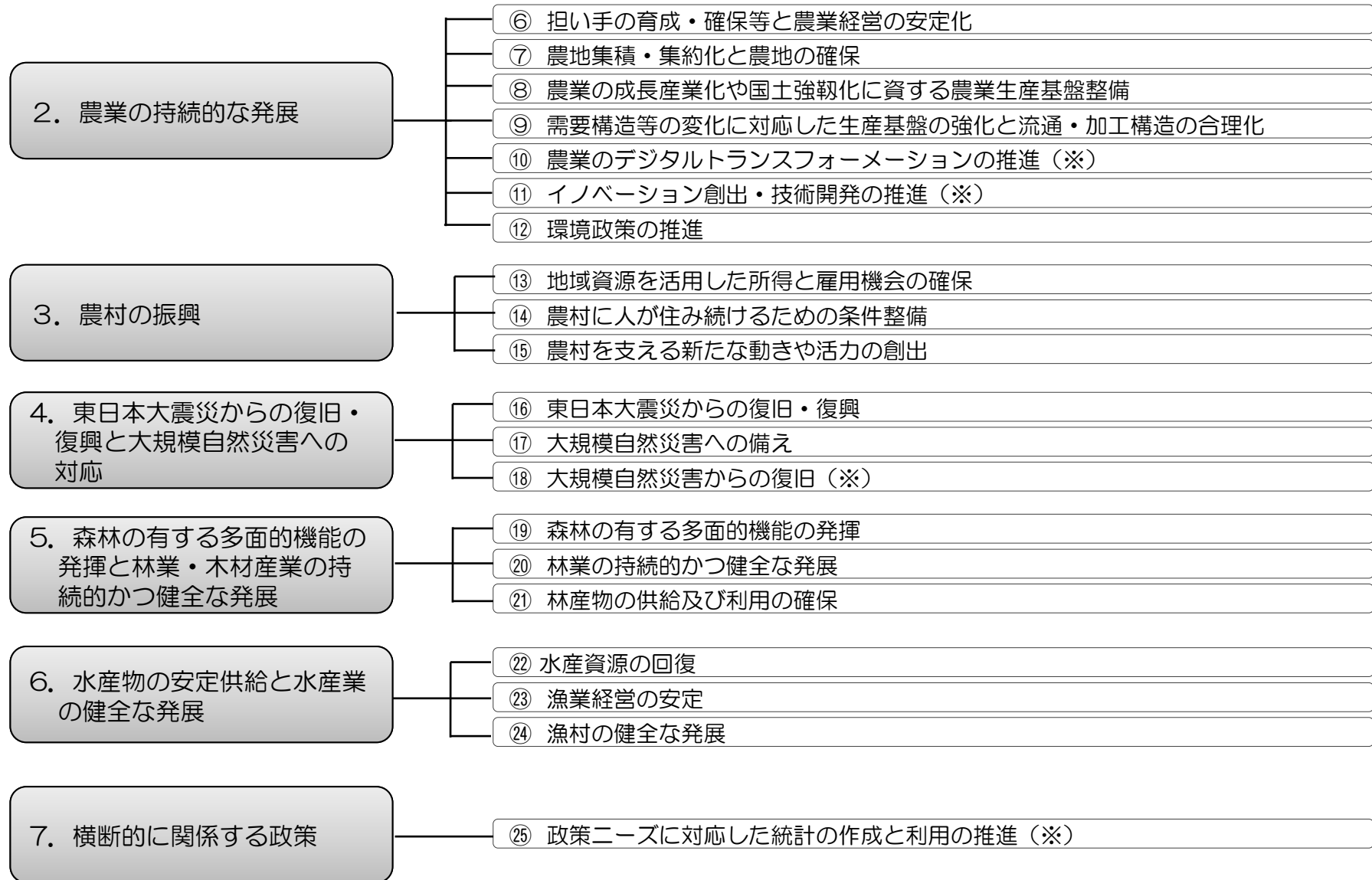
○ 農林水産省の政策評価体系は、農業・林業・水産業に関する基本計画を基に25の政策分野に区分。

- ・ 実績評価は、政策分野ごとに実施（総合評価の分野を除く）。
- ・ 総合評価は、政策分野⑤、⑩、⑪、⑱、⑳について実施。
- ・ 事業評価は、事務事業のうち政策評価法上、評価が義務付け（公共事業、研究開発、規制、租税特別措置等）られているものを実施。



※ 総合評価を行う政策分野

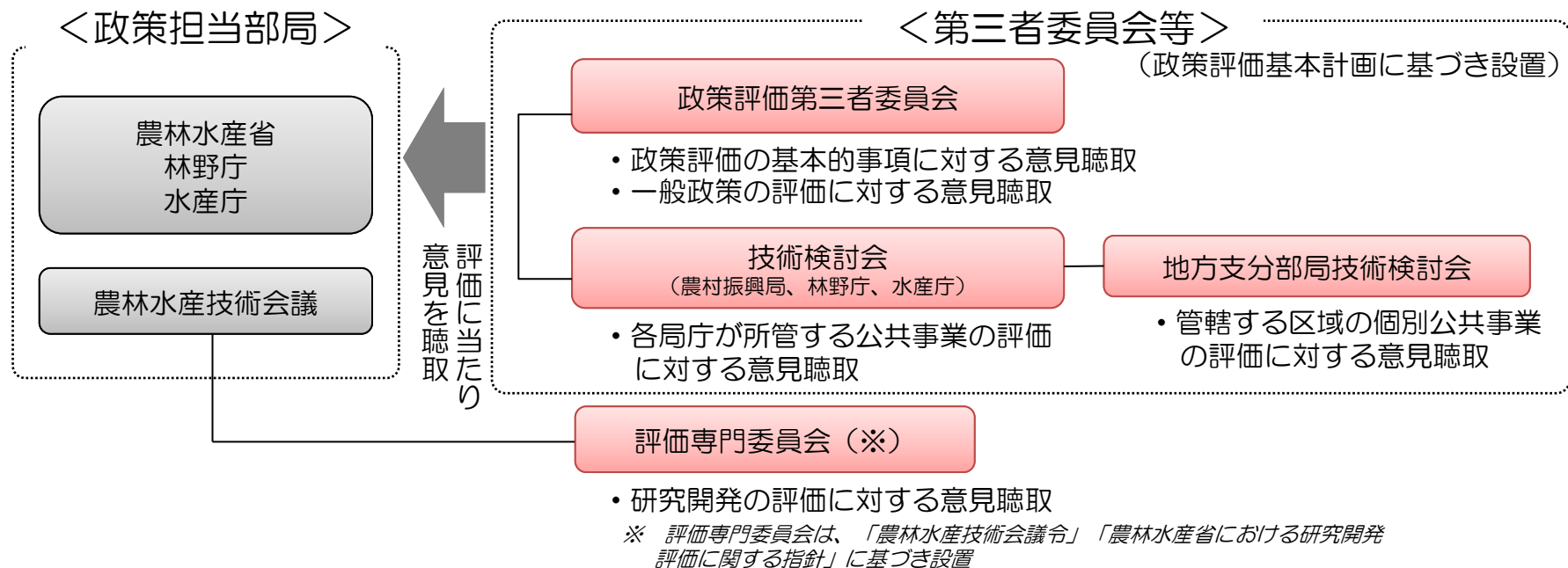




## 5 学識経験を有する者の知見の活用

- 政策評価の客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法及び透明性の向上を図ることを目的として、学識経験を有する者の知見を活用するため、農林水産省政策評価第三者委員会を設置し、実績評価及び総合評価について意見を聴取。
- 事業評価（公共事業・研究開発）は、農林水産省政策評価第三者委員会に代えて、技術検討会や農林水産技術会議評価専門委員会において意見を聴取。

### 政策評価第三者委員会等



## 農林水産省政策評価第三者委員会委員

(五十音順、敬称略)

(任期：令和2年9月1日～令和4年8月31日(2年間))

石井 功	輪島漁業生産組合 参事
興野 礼子	酪農経営
糊澤 能生	早稲田大学 法学学術院 法学部 教授
古賀 久子	税理士法人土井税務会計事務所税理士
竹本 彰吾	有限会社たけもと農場代表取締役
智田 裕一	株式会社フジテレビジョン ニュース総局 報道局 解説委員
南島 和久	国立大学法人新潟大学 人文社会学系(法学部) 教授
白田 典子	有限会社良品工房 取締役
二村 睦子	日本生活協同組合連合会 執行委員 組織推進本部長
美谷添 里恵子	白鳥林工協業組合 代表理事

## 6 令和元年度に実施した政策評価

評価対象		事前評価の件数	事後評価の件数	
実績評価		—	13件 〔農政13分野を評価〕	
総合評価		—	1件 〔研究開発分野を評価〕	
事業評価	公共事業	178件 〔総事業費10億円以上の事業〕	[期中]81件 〔10年を越えて継続する事業(56) 事業計画を見直した事業(25)〕	[完了後]79件 〔総事業費10億円以上の事業〕
	研究開発	4件 〔総事業費10億円以上の 研究制度(1)、研究課題(3)〕	1件 〔総事業費10億円以上の研究制度(1)、研究課題〕	
	規制	12件 〔法律又は政令の改正に伴う規制 の改正〕	0件 〔事前評価を実施した規制のうち規制の見直し時期が到来したもの〕	
	税制	4件 〔新設、拡充、延長要望する法人 関係税の租税特別措置等〕	0件 〔恒久措置の適時適切な見直しに資するための評価〕	

# 7 評価方法

## 実績評価

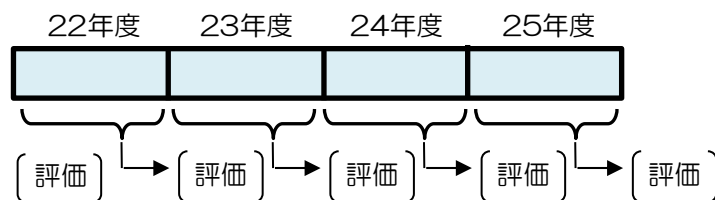
### <事前分析表の作成>

- 実績評価において、目標の実現に寄与するか等を事前に想定し、当該想定を事後検証するため、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」に基づき、毎年度「事前分析表」において、目標（測定指標）を設定。

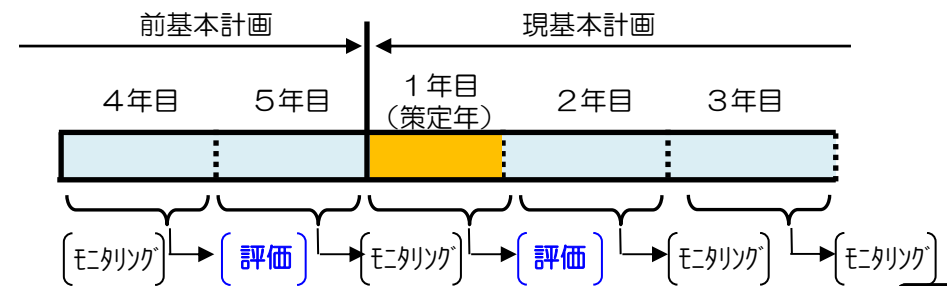
### <評価時期の重点化>

- 評価作業の効率化を図り、より踏み込んだ評価を行うため、毎年度評価を実施するのではなく評価時期を重点化し実施。
- 農林水産省では、農業・林業・水産業の政策のまとめりごとに、「食料・農業・農村基本計画」、「森林・林業基本計画」、「水産基本計画」の策定年の前後を基本に実績評価を実施。
- 評価を実施しない年度は、実績値の測定（モニタリング）を実施。  
※ 実績値は、事前分析表に記載し公表

### <以前の評価の例>



### <重点化の評価の例>



# <評価の手順>

- ① 実績評価は、事前分析表において事前に設定した達成すべき目標（測定指標）ごとに達成度合いをA' ~Cのランク（表1）に区分。
- ② 政策分野ごとに目標（測定指標）の達成度合いのランク数に応じ5段階（表2）に区分し、政策の進捗状況を判定。

(表1)

	達成度合いを定量的に判定する場合		達成度合いを定性的に判定する場合	
	ランク	判定基準	ランク	判定基準
達成度合い	A'	目標値に対する達成度合いが150%を超える		
	A	目標値に対する達成度合いが90%以上150%以下	A（おおむね有効）	個別の測定指標ごとに設定
	B	目標値に対する達成度合いが50%以上90%未満	B（有効性の向上が必要である）	個別の測定指標ごとに設定
	C	目標値に対する達成度合いが50%未満	C（有効性に問題がある）	個別の測定指標ごとに設定

## 政策評価書例

施策(1)	面的なまとまりを持った森林経営の確立									
目標①[達成すべき目標]	施策集約化(注1)等の推進									
目標②[達成すべき目標]	森林病虫害等の被害の防止									
測定指標	ア 保全すべき松林(注5)の被害率が1%未満の「被害」に抑えられている都府県の割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標- 計算分類
		26年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	2年度		
		71%	80% (A:99%)	83% (A:97%)	87% (A:97%)	85% (B:89%)		100%	①	B
	年度ごとの目標値		81%	86%	90%	95%	100%			F1-直
把握の方法	都道府県等を通じて、実績値を把握。									
達成度合いの判定方法	実績値の算定に当たっては、これまで松くい虫被害の発生していない北海道を除く46都府県の割合により算定する。 達成度合(%) = 当年度実績(見込)値 ÷ 当年度目標値 × 100 Aランク:150%超、Bランク:90%以上150%未満、Cランク:50%以上90%未満、Dランク:50%未満									
測定指標	イ 新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施した割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標- 計算分類
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	各年度			
		-	100% (A)	100% (A)	100% (A)	100% (A)		100%	①	A
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%			F=-直
結果評価	目標達成度合いの測定結果	② (各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり								

(表2)

ガイドライン上の5段階区分		判定方法	
区分	内容	手順1	手順2
①目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの	全ての測定指標が「A'」又は「A」	政策分野ごとの測定指標のうち「A'」が半数以上
②目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの		政策分野ごとの測定指標のうち「A'」が半数未満
③相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられるもの	「B」又は「C」の測定指標を含む	政策分野ごとの測定指標のうち「A'」、「A」及び「B（ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。）」が半数以上、かつ、「C」が4分の1以下
④進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの		③及び⑤のいずれにも該当しない場合
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの		政策分野ごとの測定指標のうち「C」が半数以上、かつ、「A'」、「A」及び「B（ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。）」が4分の1以下

# 総合評価

総合評価は、課題ごとに評価の目的や評価の対象とする政策の特性が異なるため、個々の課題の特性に応じ、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性の観点を適宜、取捨選択して評価を実施。

政策分野⑤、⑩、⑪、⑱、⑳については、政策効果の発現に一定の期間を要する政策であり、また複数の政策分野にまたがることから総合評価で実施。

実施時期は、政策評価基本計画期間（5年）中、政策分野ごとに1回実施。

## 総合評価対象政策分野

- ⑤：総合的な食料安全保障の確立
- ⑩：農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- ⑪：イノベーション創出・技術開発の推進
- ⑱：大規模自然災害からの復旧
- ⑳：政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進

### 総合評価書要旨 「戦略的な研究開発と技術移転の加速化」

#### 1. 政策の目的と評価の観点

農業の持続的な発展、農林水産業・食品産業の成長産業化を促進するため、生産や流通等の現場のニーズに直結した戦略的な研究開発と、その成果の速やかな現場への移転によりイノベーションを起こし、生産性の大幅な向上、需要への的確な対応や新たな価値の創出等を促進する必要がある。

本総合評価では、個別の評価結果を活用して、本政策分野における研究開発の取組の必要性、効率性、有効性を総合的に評価するとともに、課題を抽出する。

#### 2. 評価結果

これまでに実施した研究開発課題は研究計画を着実に実行し、設定したアウトプット目標を概ね達成しており、一部においては進捗を踏まえた課題・予算の重点化により目標を上回る研究成果も得ている。一方で、一部の取組については、一層の取組の強化が必要と考えられる。

研究開発評価を通じて、以下の課題の抽出、整理が行われ、それら課題への対応を進めているところであるが、今後課題の解消に向けさらなる取組の強化を検討することとしている。

##### ① 社会実装を見据えた研究と取組

社会実装に至る研究成果は徐々に増えつつあるが、一部には研究・技術開発に特化し、社会実装への取組に乏しい研究開発も見られるため、開発段階から社会実装に向けた取組を進め、社会実装の早期実現を図る必要がある。

これを踏まえ、農林漁業者等のニーズを踏まえた明確な研究目標の下、農林漁業者、企業、研究機関等が一体となって、現場への実装までを視野に入れた技術開発を推進する「現場ニーズ対応型研究」を平成30年度より開始しているところである。

##### ② 研究開発成果のインパクト把握

研究開発成果が社会に及ぼすインパクトが明確に認識されていない研究開発課題が見られるため、アウトカム目標の設定に当たっては、研究開発による経済波及効果等、具体的な数値を設定する必要がある。

これを踏まえ、近年の研究開発評価においては、数値目標の設定が難しい一部課題を除き、具体的な数値目標をアウトカム目標に設定することとしている。

##### ③ 異分野・産学官連携の推進と戦略的な知的財産マネジメント

研究課題を推進している担当者が、関連する海外・異分野の動向を把握していないことが散見され、各評価委員からは、異分野・産学官連携の推進、国際競争力を高める研究開発を適切に推進する観点からも異分野・海外の動向把握や戦略的な知的財産管理が重要との意見をいただいている

これを踏まえ、平成30年度より戦略的研究推進事業を創設し、「異分野・海外動向調査」により、異分野・海外における研究開発動向の把握や技術課題の抽出をする取組を開始した。さらに、研究成果の権利を適切に保護し、活用するため、「知財マネジメントの強化」に関する取組を開始した。

また、研究開発法人においても産学官連携、知財マネジメントの強化を目的とした組織改革及び体制整備を進めているところである。

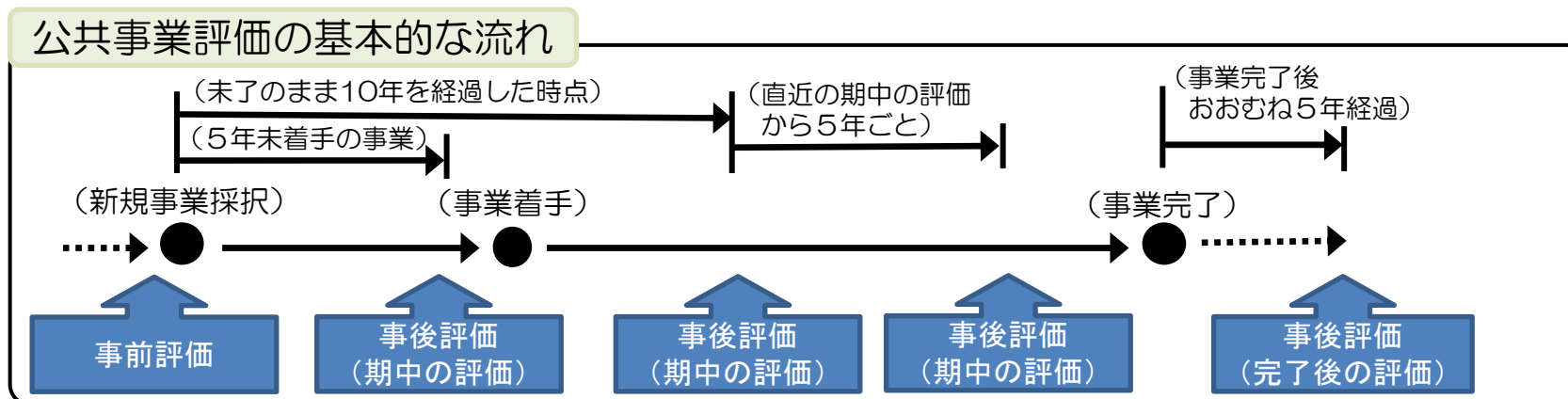
## R1 総合評価書要旨

# 事業評価

## <公共事業>

公共事業の評価は、個別事業等を対象に、費用に見合った政策効果が得られているかなどを事前に評価するとともに、継続中の事業及び完了した事業について、社会経済情勢の変化や費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化などを点検し、改めて、政策効果を定量的に測定・把握。

- 事前評価  
新規事業の採択前の段階において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの。 ※総事業費10億円以上
- 事後評価（期中の評価）  
事業採択時から5年経過して未着手の事業、10年経過して継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業の休止又は中止の決定をするもの。
- 事後評価（完了後の評価）  
事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業についての評価手法の見直しや計画・調査等のあり方を検討するもの。 ※総事業費10億円以上





## <研究開発>

研究開発の評価は、研究の科学的意義、社会的・経済的な効果等について評価を実施。このうち、政策評価法に基づき、総事業費10億円以上の研究開発課題及び研究制度を対象。

### ○事前評価

新たな研究開発課題及び研究制度の採択時において、プロジェクト研究等の特性を踏まえ評価するもの。

### ○事後評価（期中の評価）

研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直近の期中評価を実施した年度から起算して5年ごとに評価するもの。

### ○事後評価（終了時の評価）

研究開発課題及び研究制度の終了時に、達成度及び成果について総括評価を行うとともに、成果の活用、普及方法、今後取り組むべき研究課題及び研究制度について検証するもの。

### 評価基準

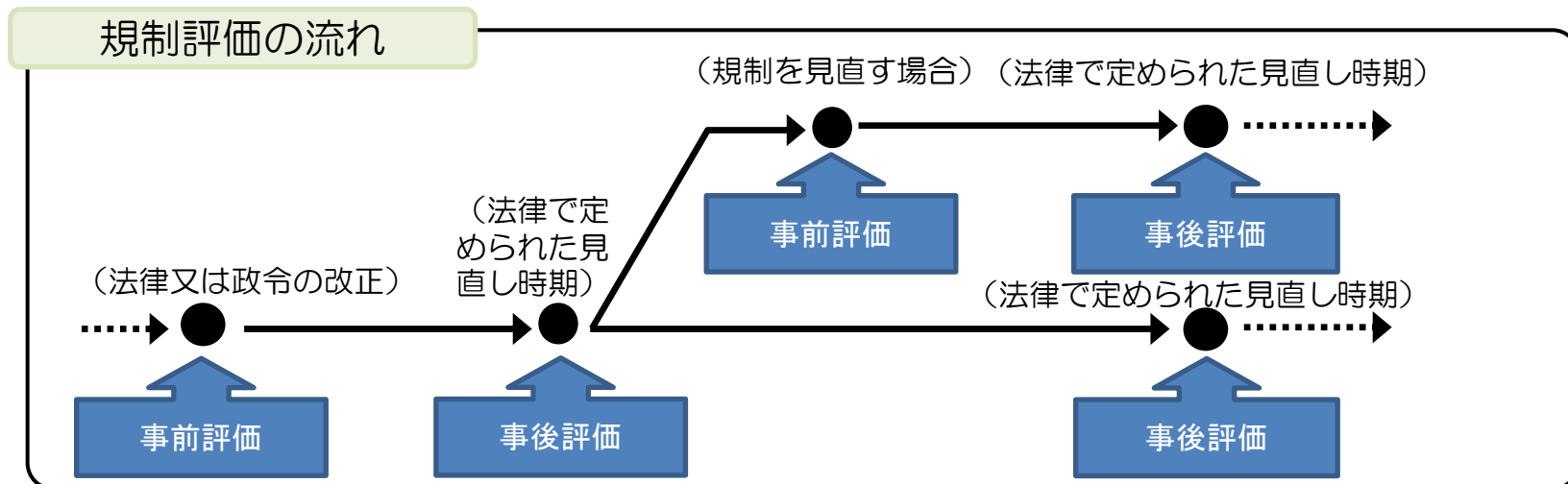
- ・事前評価：A（重要であり内容は適切）、B（重要であるが内容の見直しが必要）、C（不適切又は内容の抜本的見直しが必要）
- ・事後評価：S（予想以上の成果を上げた）、A（概ね目的を達成した）、B（目的の達成がやや不十分であった）、C：（目的の達成が不十分であった）

## <規制>

規制の評価は、事前評価、事後評価の2つに分類され、規制による影響（費用）や得られる効果（便益）等について評価を実施する。

なお、規制とは、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものをいう。

- 事前評価  
法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更する際、評価を実施。
- 事後評価  
事前評価を行った規制のうち、当該法律等で定められた見直し時期が到来した規制について、事前評価での想定（費用や効果等）と実際との差異について分析し、当該規制の必要性などについて評価。



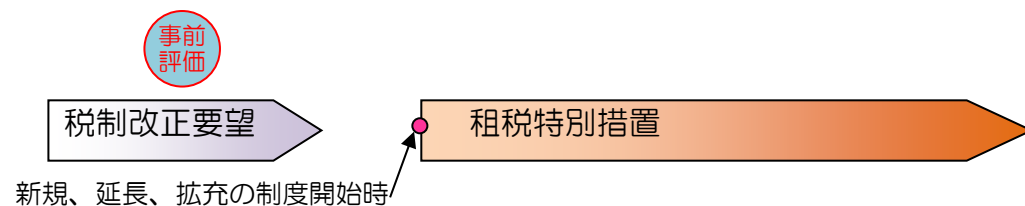
## <租税特別措置等>

租税特別措置等の評価は、事前評価、事後評価2つに分類され、租税特別措置等の必要性、有効性、相当性について評価を実施。

このうち、政策評価法に基づき、法人税、法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税に係るものに関して評価が義務付けられている。

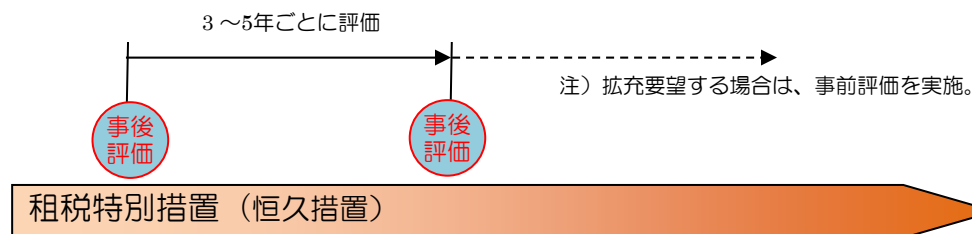
### ○ 事前評価

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策について、税制改正要望時に評価を実施。



### ○ 事後評価

評価が義務付けられている法人税、法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税に係る措置のうち、適用期限が定められていない恒久措置など、過去3年から5年間に評価が実施されていない措置について評価を実施。



# 8 政策評価年間スケジュール

	実績評価	総合評価	事業評価			
			公共事業	研究開発	規制	税制
4月	実施計画の決定	実施計画の決定				
5月						
6月	評価の実施	評価書骨子の作成	評価の実施	評価の実施		
7月	第三者委員会での意見聴取	第三者委員会での意見聴取	技術検討会での意見聴取	評価専門委員会での意見聴取		評価の実施
8月	評価書、事前分析表公表		評価書公表	評価書公表		公表
9月						
10月		評価の実施				
11月						
12月						
1月		第三者委員への意見照会	評価の実施	評価の実施	評価書公表	
2月			技術検討会での意見聴取	評価専門委員会での意見聴取	※通例、通常国会審議の関係から年度末に集中している。	
3月		評価書公表	評価書公表	評価書公表		

注) 一般的なスケジュールであり、状況によって変わる場合がある。

➡ 評価結果については、次期政策（予算や目標等）の見直し・改善に活用